



平成26年9月1日

各 位

会社名 Oakキャピタル株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼CEO 竹井 博康  
(コード番号：3113 東証第二部)  
問合せ先 取締役管理本部長兼経理財務部長 秋田 勉  
(TEL. 03-5412-7474)

## 募集新株予約権(有償ストックオプション)の発行に関するお知らせ

当社は、平成26年9月1日開催の取締役会において、会社法第236条、会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役、監査役および執行役員に対し、下記のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価値にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

また、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済株式総数の46,398,620株に対し、最大で13.15%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める利益目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従って、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

### 記

#### I. 新株予約権（有償ストックオプション）の募集の目的及び理由

当社は中長期的な企業価値の増大および業績拡大を目指すにあたり、より一層の意欲および士気の向上を目的に、当社の取締役、監査役および執行役員に対して、自社株の購入権利を有償にて発行するものであります。

また、有償ストックオプションの目的は、業績の貢献に対する成果報酬であることから、「II. 3. (6) 新株予約権の行使の条件」に記載のとおり、前期業績に対する業績努力目標として、当中間期の営業利益37.1%の増加もしくは通期の営業利益66.0%の増加を達成することを行使の条件といたしました。

#### II. 新株予約権の発行要項

##### 1. 新株予約権の数

61,000個

ただし、これは割当予定数であり、引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、その新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

##### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、237円とする。

なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社の株価情報等（東京証券取引所における発行決議日前取引日の終値237円/株、株価変動率51.93%、配当利率0%、安全

資産利子率0.071%)を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果(以下、「本件算定価額」という。)を参考に、当社においても検討した結果、本件算定価額と同額であり、特に有利な金額に該当しないと判断したことから決定したものである。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とし、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である(本新株予約権全体の目的である株式の総数は6,100,000株が当初の上限となる。)

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金237円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \div \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行普通株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成26年10月1日（水）から平成28年9月30日（金）までとする。

(4) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する平成27年3月期第2四半期報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書。以下、同じ。）における営業利益が500百万円以上の場合、または平成27年3月期有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益が1,000百万円以上の場合のみ、本新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役または執行役員であることを要する。ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める期間に限り、本新株予約権を行使することができる。

i) 取締役または監査役を任期満了その他正当な事由により退任した場合

行使期間満了日まで

ii) 役員規程、執行役員規程または就業規則に基づき、定年による退任または退職をした場合

退任または退職の日より1年経過する日と行使期間満了日のいずれか早い日まで

iii) 会社都合により退職した場合

退職の日より1年経過する日と行使期間満了日のいずれか早い日まで

iv) 上記各号を除くほか、会社が特段の事情ありと判断し、書面により承諾した場合

行使期間満了日まで

③ 上記②にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権者死亡の日より1年経過する日と行使期間満了日のいずれか早い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認

を要しない場合には取締役会決議) がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### (8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

##### ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(1)に準じて決定する。

##### ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

##### ⑤新株予約権を行使することができる期間

上記(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(3)に定める行使期間の末日までとする。

##### ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記(4)に準じて決定する。

##### ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。

##### ⑧その他新株予約権の行使の条件

上記(6)に準じて決定する。

##### ⑨新株予約権の取得事由および条件

上記(7)に準じて決定する。

⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### (9) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### (10) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 新株予約権の割当日

平成26年9月30日

5. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成26年9月30日

6. 新株予約権の割当てを受ける者および数

当社の取締役、監査役および執行役員 13名 61,000個

以上